

生保裁判連ニュース

第八号 一九九八・八
発行 生保裁判連事務局
竹下法律事務所(〇五二四二一三三四)

福岡から全国へ

「生活保護自動車裁判」勝訴の報告

弁護士 深堀 寿美

1. 「主文 被告が、平成五年一〇月一八日付でした、原告に対する保護廃止決定を取り消す。」やっ
た、勝訴だ。私は隣にいた弁護士
事務局長と堅い握手を交わした。
主文の朗読に続いて、判決要旨が
朗読される。え？おかし。弁護団
の立論が次々と否定されていく。
事務局長や私は、「もしかして、主
文が間違っていたのではないか」
そんなことまで考えて背筋に緊張
が走ったほどである。結局は弁護
団の立論の、最後の最後の部分、
「保護廃止処分が重すぎる」とい
うことで、本件処分が違法と言っ
ているに過ぎない。勝訴の感動も
つかの間、私は少し重い気分にな
ってしまった。

収入を得たいと考え、給与の高い
職場を探して就業したし、離婚し
た負い目を子どもに感じさせない
ように、子どもの学校の用事も必
死で参加した。交通事情の悪い大
牟田市において、健康に留意しな
がら、仕事と家事の両立を計るの
に自動車は不可欠だった。たまた
ま、近隣にいた親族や知人が使用
しない自動車をこの母親に好意で
一時的に貸し与えていた。母親は
この好意に甘え、仕事と家事を一
生懸命こなしていた。ところが、
大牟田市福祉事務所は、保護世帯
が、このように自動車を借用する
ことは許されない、というただそ
の理由のみで、保護を廃止した。当
時母親は丁度職を亡くしており、
保護を廃止され、義務教育中の子
どもも含めてたちまち生活が成り
立たなくなった。そこで、このよ
うな廃止処分の違法・取消しを求
めたのが本件訴訟である。

3. そもそも、生活保護法及びそ
の関連規則、通知通達を見ても、
本件のような借用を禁止した根拠
は見当たらない。裁判の過程で、
原告弁護士が実施機関である被告
に対して、処分の法的根拠を明ら
かにせよ、と何度迫っても被告は
明らかにできなかったのである。
それなのに、この点について、判決
は生活保護法四条等やそれ以外の
取扱いの表面をなぞっただけで、
明確な理由を示すことなく、原則
として自動車の借用を禁止したと
しても不合理ではない、と判示し
た。

4. ただ、判決は、右の合理性を
認めつつも、借用の例外は現状よ
り拡大して認められるべきである
し、被告福祉事務所が本件で原告
に対して行っていた生活保護法上
の指導・指示は適切でないし、廃
止という重大な処分を行うに当た
ってはもう少し丁寧な指導・指示
が必要であった、として、本件を
含め現状における福祉事務所の運
用に批判を加えている。その点で
は、十分評価に値する判決だと考
えている。

5. でも、私としては、やっぱり、
裁判所はもっと生活保護法その他
の規則の解釈に踏み込んで本件主
文と同様な判断をして欲しかった
し、借用を原則的に禁止というな
ら、せめてその納得いく説明をし
て欲しかった。そこで、判決には
不満である。また、何より、裁判
所は、納得できない理由しか示せ
ないのに、保護世帯が自動車を借
りると「規範意識が欠如」したこ
とになるとか、自動車はゼイタク
品であるから、とにかく保護世帯
は使っちゃいけないとか、保護世
帯は生活の利便を図っちゃいな
い、というような判断をしていると
ころが気に入らない。

6. ともあれ、本件裁判は、被告大
牟田市福祉事務所が控訴を断念して
六月九日に確定した。判決当日、も
う一つの生活保護裁判、学資保険裁
判の当事者の中嶋明子さんも駆けつ
け、勝訴判決を祝うとともに、学資
保険裁判も早期に勝訴判決を、と発
言していた。



全国生活保護裁判連絡会交流会 第4回総会のご案内

全国生活保護裁判連絡会は、以下の要領で「明るくかち
とる明日の福祉～ななわで育った福祉のネット～」をテー
マとする交流会と第4回総会を開催します。既に案内が生
保裁判連事務局から送付されていると思いますが、ぜひ
ともご参加くださるよう、お願い申し上げます。
なお、お問い合わせは生保裁判連事務局竹下法律事務所
(TEL075-241-2244、FAX075-241-1661) までお願い致します。

日時：平成10年9月6日(日) 午前9時半開場 午前
10時開会(午後4時まで)
会場：エル・おおさか(大阪府立労働センター)
〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14
☎06-942-0001
京阪電鉄「天満橋」駅下車、徒歩5分

- プログラム
- 午前の部
経過報告(生保裁判連事務局)
 - 特別報告「増永訴訟勝利確定報告」(弁護士 深堀寿美)
 - 記念シンポジウム「不況・リストラ下の生活保障・生活保
護」～いま、貧困はどのように現れているか～
 - 午後の部
分科会
 - ①生活保護と介護保障
 - ②生活保護の補足性(資産と稼働能力の活用)
 - ③社会保障ネットワークづくり

7月17日、広島県知事は福山市長による生活保護の変更処分を取り消す裁決を行いました。生活と健康を守る会が取り組んだ、この審査請求申立の報告をします。

福山市は今年四月に「中核市」に移行した県内第二の規模の都市です。ここに暮らすM山は45歳。自立神経失調症で働けず、娘2人と息子、孫2人の6人で生活保護を受給していました。

今年4月1日、福祉事務所長はMさんに対して保護の変更処分を行いました。決定通知書記載の処分理由は「世帯員の削除」「加算の変更」でした。

実はこれに先立つ3月17日、福祉事務所長はMさんに、昼間定時制高校休学中の次女が働いていないので「稼働を開始した場合は平成10年3月24日までに福祉事務所へ『届出』をしてください。『届出』がない場合は、平成10年4月1日から次女を能力不活用により世帯分離し、保護を適用しない手続をします」という「指示書」を出していました。

一八歳の次女は決して遊び呆けていた訳ではありません。職に就く努力をしつつも、適当な仕事がなく働けなかったのです。福祉事務所から「指示」がでたからといって簡単に就労できるものではあ

りません。結局職に就けずに、指定された3月24日を経過してしまいました。そして、担当CWからは何の連絡もありません。変更決定通知が届いたのです。

相談を受けた生活と健康を守る会は、この処分には少なくとも二つの問題があると考えました。

ひとつは処分通知に記載された理由が充分でないことです。生活保護法(以下、法)56条は「正当な理由」のない不利益変更の禁止を、法25条は職権による変更処分の

ますが、Mさんはそのことを一切知らされずに処分されたのです。

5月6日、Mさんと生健会のメンバーは福祉事務所を訪れて違法な処分に抗議し、担当CWは弁明の機会がなかったことは認められたものの、「今までの経過がある。審査請求なんてだましようちだ」と言い出す始末です。さすがに「だまされた」は不適切な発言と認めましたが、結局、処分の撤回には応じませんでした。

そのためMさんは、理由付記の

でも出頭する可能性は少ない。

③弁明の権利を口頭で放棄した。
④3月24日に来なかったため弁明の機会を放棄したとみなした。

⑤弁明に代わるものとして「届出」の機会を与えた。

⑥「届出」には不服があれば連絡しなさいとの内容を含んでいる。という、むちゃなものでした。

そこで反論書では付記すべき理由ほどの程度必要かを方の趣旨に基づいて明らかにするとともに、弁明の機会を省いてよいという主

広島・福山市からの報告口 審査請求で「取消し」を勝ち取る

福山生活と健康を守る会 中 旬 伸 紀

実際の理由の付記を定めています。

これらの規定の趣旨から考えると付記理由は職権変更すべきどんな事実関係が存在し、どの要件に該当しているか、法のどの規定を適用し、どういう手続のもとに処分がされたかを、その理由の記載自体によって明確に認識できる程度のもので必要ですが、まったくそのようになっていません。

もうひとつは、正規の手続をふんでいないこと。法62条は指示書違反によって処分する際は弁明の機会を与えるべきことを定めてい

不備と弁明の機会がないことを争点に審査請求を行いました。県の担当者は「この件は手続の問題で通達等を考慮するまでもなく結論が出ると思う。福山市からも相談を受けたが『審査請求が出たら仕方がないよ』と伝えた」と言いながら書類を受け付けました。

さて、審査請求に対する福山市の弁明の趣旨は、
①理由は口頭と文書で事前に説明し、充分理解していたはずなので理由付記の不備はない。
②経過から判断して、弁明を求め

張がいかに違法で手前勝手かを弁明書の内容に沿って示しました。

また、事件の発端である「指示書」の内容が極めて異常であること、「処分」という結論が先で、福山市にMさんの事情を考慮する姿勢などかけらなかつたことを事実に基づいて指摘しました。

県知事の裁決は、私たちの主張を全面敵意認めるものでした。付記理由について「記載された利湯だけでは審査請求人に処分の理由を正確に伝えることはできない：法が要請する理由付記としては不

適当」と判断。弁明の機会については「弁明の機会の付与についての通知をし：審査請求人に十分な弁明をなさしめ、その内容によって：処分するかどうかを十分に検討した後に(処分が)なされるべき」として、「本件処分は：法に規定する理由付記に不備があり、また、法に定める手続を経たおらず、：『正当な理由』を欠いた違法な処分」と明快に結論づけています。

その一方で県知事は、私たちが主張もしていないのに「本件処分の法的根拠」として指示書の発行や世帯分離、処分の適否について立ち入って検討し、「違法ではない」と判断しており、この点は問題があるのではないかと考えています。

ともあれ、「取消し」の裁決が出たことで一応の目的は達しました。今後は、Mさんの世帯の自立を考慮していくこと、本件のような乱暴な処分を許さない運動を継続していくことを中心に取り組みを進めていきたいと思います。

今件では生保研究会や生保裁判連の皆様にご貴重なご助言をいただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。今後ともご指導、ご協力くださいますよう、よろしくお願ひします。

「在日韓国人タンス預金事件預金」顛末

弁護士 永井 弘 二

今年五月中旬頃某病院のMSWの方から電話相談がありました。

概要は、京都市近郊の市で、長年生活保護を受給していた在日韓国人の方が、一五〇万円ほどタンス預金をしており、これが発覚したため生活保護を廃止されたという事件でした。この方は、精神病を煩っており、作業所のわずかな給与しか収入の道がないため、このタンス預金は明らかに生活保護費を少しづつ蓄えたものであることが明らかでした。また、この方の精神病や生育歴などから、この方にとっては、一定のお金が手元にあることが精神的安定につながるものでした。しかし、この市は、このタンス預金を発見してから僅か一週間で、ほとんど事情を調査することも出来ないまま、いきなりタンス預金全額を収入認定して、保護を廃止しました。

あの秋田加藤訴訟ですら、種々の収入認定除外を認めた上で、残りの金額について収入認定し、保護費の減額変更処分をしたという事案だったのに、今回のこの事件

は、そうした手続きも一切経ないまま、また、本人の意向なども全く無視したまま、いきなり保護を廃止するというまさに「暴挙」に出たのでした。

こうした事態を受けて、このMSWの方は、本人や家族、作業所の職員などと話し合いながら福祉事務所と話し合おうとしていました。が、福祉事務所担当者は、当初、在日韓国人には審査請求権がないなどと言って取り合ってくれませんでした。

こうした時期に相談を受けたので、とりあえず一度、連絡会事務局会議にきていただきました。会議では、加藤訴訟の関係からも当然争うべきだという一定の結論めいたものを出し、場合によっては審査請求もしくは訴訟を前提に交渉してみることにになりました。

その後、MSWの方が中心となり、家族や作業所関係者を交えて何度か福祉事務所担当者と交渉したところ、担当者から、とにかく一度京都府とも協議してみるから、意見書を出して欲しいと言われま

した。この意見書は一体どういう意味を持つものなのか全く不明でしたが、一応担当者の態度の軟化と受け止め、意見書の提出準備をしていました。

そうしたところ、意見書提出以前に、担当者からMSWの方のところに連絡があり、タンス預金について収入認定せず、自立更正費用として保持を認め、保護の廃止日付けをもって保護を再開するという連絡が入り、一挙に問題が解決しました。

私自身は、MSWの方と数回電話連絡するなど相談に乗っていた程度で何もしていませんでした。やはり、市や府としても、加藤訴訟の手前、相当まずいことをしたということによりやく気づいたものと思います。

しかし、こうした成果を一挙に勝ち取ることができたのは、まずMSWの方を中心とした関係者の方々が、おかしなことはやはりおかしなのだ、という信念に基づいて、最後まで粘り強く意見を主張し続けたことが最も大きかったと

思われます。と同時に、加藤訴訟という前例が極めて大きく、これまでの生活保護運動自体の勝利です。

他方、加藤訴訟という一審で確定した前例がありながら、現場の保護行政ではこうしたことが行われているということに憂慮を覚えます。MSWの方達が、きちんと意見を言わなかったならば、当然、この方の事案は保護廃止のまま放置されたことでしょう。私たちは、行政の運用等自体を批判すると共に、勝ち取った成果が守られていくのかについても、当面、日々監視していかなければならないのが現実のようです。

最後に、MSWの方にこの事件の解決の報告をしていただいた時MSWの方が、以下の三点を指摘されていました。若干解釈が違いかもしれませんが、ここに紹介させていただきます。

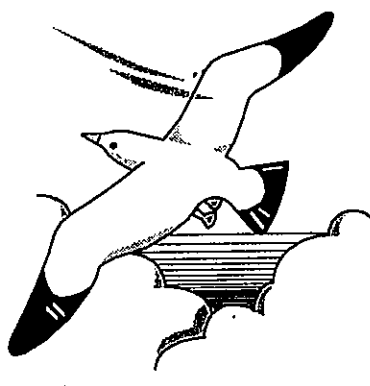
一つは、「ソーシャルワークの視点をもつこと」が大切だということ。これは、ケースの方の生活にとってどういうことが大切かという視点から出発して、それと相いれない制度的障壁があったとしても、それは制度自体の問題だと考える視点だと私は思いました。

二つめは、「第二の意見が得られること、支えてくれる仲間がいること」が大切だということです。MSWの方も、特に外国人に審査請求権がないということなどについて自信を失い掛けたことがあったとのことですが、自分の信念を支えてくれる仲間を支えられて最後まで意見を述べることができたことでした。

三つめは、「声をあげること」が大切だということです。先に述べたとおり、今回の事件が解決したのは、紛れもなくMSWの方々がきちんと正論を正論として最後まで主張したからです。このことの大切さは、もう一度指摘するまでもないと思えます。

以上、在日韓国人タンス預金事件の顛末でした。

た。



阪神大震災から三年半...

仮設住宅災回相談の報告

メドのない住宅・生保基準以下の収入

ひょうご福祉ネットワーク

大橋豊

(一)創立からの経過

阪神淡路大震災の被災者は、全壊一七万世帯、半壊二二万世帯をこえ、避難所は一五三九ヶ所に三十四万人が生活、仮設住宅入居者数は四六〇五九世帯八四〇〇〇人でした。神戸市内の仮設住宅は主に西区北区の大規模開発地とポートアイランド、六甲アイランド埋立地に二〇〇〇戸以上ぶつづくられましたが、九五年三月、折角避難所から仮設に引越したのに街灯もなく自分の家がわからず、夜間凍死した人がありました。神戸で運動している人々も被災者が多く炊き出しなどで精一杯でした。

九五年七月、大阪社会福祉社会保障一〇番で取り組まれている青木弁護士から「仮設住宅巡回相談をしたい」と申し入れがあり、地元として会場の準備と案内ビラ配布を思い、いろいろな人々へ呼びかけました。

雨が降ると、泥沼のように道がぬかるんでいた西神第七(一〇七

〇戸)で七月、八月は六甲アイランド(七団地二〇九〇戸)、九月

西宮市枝川とつづけた後、一月神戸市内最北東端につくられた鹿ノ子台(九団地一八九六戸)に参画した藤原弁護士から「神戸でとりくもう」と提案、九六年三月から月一回四地域を巡回、第二八回が終わりました。

(二)第二八回仮設住宅巡回四相談(六月二七日 西神第七ふれあいセンター)事例

①五六才(男) 八六才の母と二人暮らし、兵庫区に一〇坪の借地上の持ち家が全壊、地代月六〇〇〇円支払っているが資金がなくて家が建てられない。「うつ病」で通院したことがある。(公的保証で自宅再建へ)

②六三才(男) ひとりぐらし兵庫区アパート全壊、五月に追突事故のために頸部捻挫、むちうち症になり、大工は休業、賠償要求に対して、加害者に誠意がないがどうしたらよいか。(調

停止申立)

③六一才(女) 夫婦世帯 夫六五才 障害一級 厚生年金月一万円 妻 パート勤務収入月七〜八万円で生活、市住申込当選十一月入居予定 一七坪の所有地に住宅新築し、次男世帯が入居中だが、土地名義を次男にしたら税金はどうなるか。(健康贈与になるので相続に) 健康保険は、国保か社保家族か。(社保)

④四九才(男) 妻と長女(八才)長田区で被災、避難所から姫路市の雇傭促進住宅へ転居 左官失業 日給一万円 交通費一六〇〇円 サラ金数社から三〜四〇〇万円があり、毎日督促されている。生活保護を四月に申請したが「若いから働くように」と受け付けられなかった。電気、ガス、水道料も滞納し、供給停止通告され、六甲山で心中を計画、世話になった人へ挨拶にびりりした人が同行(福祉事務所

に同行し生活保護申請)

⑤七三才(男) ひとりぐらし 須磨区借家全壊 一月一七日午後五時三〇分、火災保険五〇〇万円をかけていたが、給付六〇万円、老人クラブ会員五〇人のうち四人死亡、電気メーカーに三年勤務したので年金年間三〇〇万円、所得税五〇五〇〇円 第五次住宅に申込中 せめて月一回訪ねてほしい(訪問)

⑥七六才(女) 長男五二才と同居 市住に当選し手続をしたが、遠くまで交通不便のため、長男がよく遅刻し失業、アルコール依存症 国民年金 月五万円と所有地をガレージにし、七台分駐車料金一三万円で生活中。国保料滞納六万円は分割納入中で医療費が高くて困る。(一部負担減免申請)

⑦四五才(男) ひとりぐらし 兵庫区借家全壊 生活保護が六月で廃止「若いのに働いていない」生活ができない、仕事がない(生保継続申入れ)

⑧五七才(男) ひとりぐらし 生保受給中だが年金一三万円の女性と同居したら生保はどうなるか(生保減額)

⑨六六才(男) 夫婦世帯、長田区四戸一棟の建物が全壊したが、

区画整理、換地がおくられて家が建てられない(区画整理の決定が早すぎた)

⑩八〇才(女) ひとりぐらし 長男(五〇才)の収入が基準よりもおおくて公営住宅に申し込めずやむを得ず、民間借家月八五〇〇〇円に入居(家賃補助制度や市住入居者基準改正)

⑪五〇才(女) 夫婦世帯 住宅申込みすべて落選 タイル工(日給一五〇〇〇円)の仕事は月に一〇日〜二〇日しかなく、交通費が高くて困る。所得税一三万円 国保料月三万円にも困る(確定申告で交通費は申告へ)

⑫七九才(男) 夫婦世帯 灘区持家全壊 仮設入居も三回落選して西神へ 公営住宅も四回落選 つづき 「仮設を早く出たい」公団住宅に入れるが家賃一三万円、県補助一年目三万円、二年目一・五万円、三年目なし、年金収入合計二五万円(仮設で公営住宅当選までがんばろう)

⑬五八才(男) ひとりぐらし 一〇年間生活保護受給中、高血圧と糖尿病 住宅申込四回落選 八五才の姉と同居したいという生保打ち切りといわれた 住宅当選しても敷金や引っ越し代がない。(生保で敷金、日常家具

「高訴訟」その後

弁護士 奥村 回

一、前回「一人暮らし二〇年、自立する障害者」という形で紹介した「高」訴訟は、第六回公判以降、原告本人尋問、原告の介護者の尋問、被告証人（査察指導員という役人）を調べた後、なんとか学者証人として、矢島理絵都立大助教と木下秀夫大阪市大教授の尋問にこぎつけた。

前者の矢島先生には、障害者の自立、地域で生活する権利（自らの生活スタイルを選択する権利）等を証言していただき、後者の木下先生には、生活保護の介護特別需要（いわゆる厚生大臣の特別基準の設定）について証言して頂いた。

護、介護費用の特別基準の設定の意味等々極めて本質的かつ大きなテーマが表舞台に登場となった。

原告側による「高」さんの自立生活の権利、介護の必要とその意味、生活保護法による特別需要等を前面に立てての攻勢の前に、被告側は、遂に、特別基準には数字（金額）としても上限があること、しかしその法的根拠がないこと（少なくとも明示的根拠がないこと）、高さんの場合、一時間一八一円の介護費用しか認められていないこと等を述べざるを得なくなりました。更に、高さんのような重度の障害者の場合は、施設入居が選択されるべきだとの主張（訴訟進行協議における口頭での主張）まで飛び出した。

原告は、これらの被告「主張」に対し、上限金額の根拠、高さんの介護が一時間一八一円で良いとする理由（具体的には、高さんにおける介護の必要度とその内容および時間単価等）、施設入居につ

いては、本当に主張する気ならば正式に準備書面にて根拠を明示して主張するよう強く求めている。次回（八月二〇日）までに被告主張が出される予定であるが、果たしてどんなものが飛び出すか、正直言って、楽しみである。

三、また、高さんは、平成九年度分として、介護費用特別基準の設定として二四時間介護相当費用の請求をした。これに対し、福祉事務所は、同年度最終日である平成一〇年三月三十一日になって、ようやくダメという決定をした。そして、それに対する審査請求では、

代支給される)

⑭二三才(男) 四人世帯 市住入
居決定 九九年五月 父 調理士 収入手取り三〇万円あるが不況のためいつまで働けるか不安。家賃は前年収入で決まるので高くて困る。本人は知的障害、仕事がない。(共同作業所紹介)

(三)これからのこと
二月から巡回相談に併行して炊き出しを仮設住民とボランティアで始めました。今、仮設で生き続けている人に、喜ばれるのは、食えることです。豚汁、カレーライス、ばら寿しを二〇人から三〇人で二〇〇食〜三〇〇食をつくります。ふれあいセンターに来て相

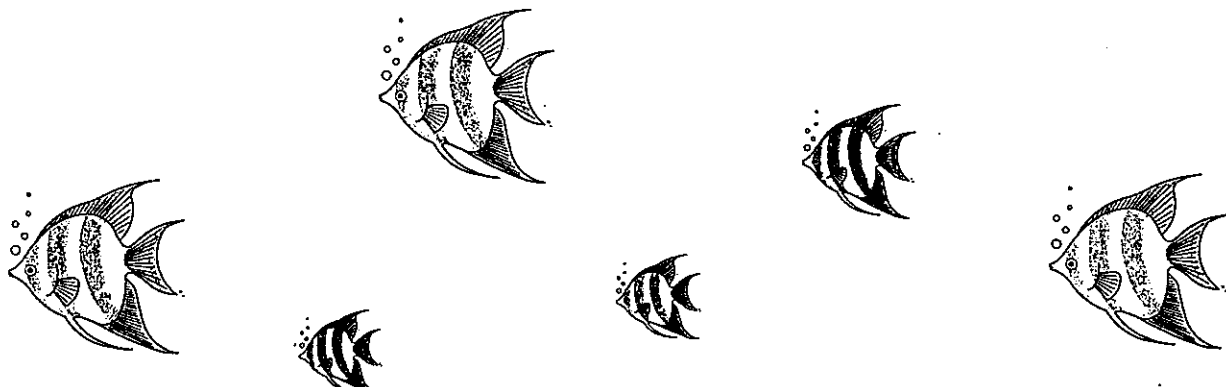
知事は、厚生大臣に聞いてくれという返答しかできず、この問題は、国のレベルでの攻防が必要となっている。
四、高さん本人は、ますます元

代理人も、ヒーヒーハーハー言いなながら元氣。更に、このような状況を聞いた竹下弁護士、木下教授ら、いよいよ元氣？
この後、どうなるのであろうか？
国側は、準備書面等の提出すら余裕なく、内容も精彩を欠く状態を続けているが、さてここらでど

談がしやすくなり件数も毎月一五件とふえています。
今、困っているのはピラ配布です。
三日前に二〇〇〇戸に全戸配布しますが、一〇人で二時間かかり、七、八人のときは疲れます。仮設住宅に敷きつめられている碎石は足が痛くなり、屋根を固定しているロープがあり、ポストは小さいのです。しかし、水曜日のピラ配布日は雨天決行、定刻出発を近づけています。

一人づつ声もかけていくピラ配布は住民への協力ですし、ひょうご福祉ネットワークの原点です。

う開き直ってくるのか？油断大敵、保護亡亡、間違い日本、介護の基、火の用心！カチカチ。



大阪からの報告

野宿者に生活保障を!

弁護活動のその後

弁護士 小久保哲郎

1 はじめに

以前、竹下育男弁護士が報告した、西成区の野宿労働者の生活保護受給をめぐる活動のその後を報告する。現在弁護士は、弁護士になって三年目、四年目の六人。釜ヶ崎の地域で長年ボランティア活動に取り組んでいる釜ヶ崎医療連絡会議(医療連)の人たちと協力しながら、行きがかりと勢いだけで突っ走っている状態である。あいらん地区のホームレスについては、大阪市立更生相談所(市

更相)が生活保護事務を取り扱っている(市更相条例)。従来、市更相では、要保護状態にある野宿者については、病院か施設に入所させて収容保護とし、その後老人ホームや生活保護施設などの他の施設に移すという方針を採っており、医療連などの交渉の際にも、「市更相では居宅保護はできない」の一点張りであったという。劣悪な施設をたらい回しにされた人は、息苦しい施設生活に耐えきれずにまた野宿生活に戻り、さらに体調を悪化させて病院に戻る、あるいは死に至るといった状況であるという。

我々の活動は、「施設あるいは病院からアパートでの居宅保護へ」ひいては「野宿から直接アパートでの居宅保護へ」の道をつけることを目的としている。

2 釜ヶ崎の現状

七月二日午前中、弁護団では、現場の様子を知ろうと、医療連の医療相談の様子などを見学した。あいらん総合センター横で机を出して行われている医療相談には一〇〇名近い労働者が行列を組んで並んでいた。その後、町の中を歩いたが、医療センターも行列の労働者であふれかえり、講演でボランティア団体が行っている炊き出し

しには、千名(?)を越える労働者が公園の周りに二重三重に列を作って並んでいた。街、公園の至るところに、仕事にあぶれた労働者であふれかえっていた。空前の不況は日雇労働者の街を直撃し、現在釜ヶ崎近辺で野宿を強いられる労働者の数は三〇〇〇名を越えるという。この野宿者の数もまた、かつてない空前の規模らしい。このような状況の中、生活保護関連の入所施設も超満員の状態で行政内でも従来の施設収容主義だけではやって行けないとの認識も生まれてきているようである。

3 三件の審査請求のその後

前回、竹下育男弁護士が報告したように、我々は、Aさん(大正十五年生・女性)、Bさん(六五歳・男性)、Cさん(六三歳・男性)の三名について既に審査請求をしている。いずれも元野宿者が施設または病院での収容保護を受けた後アパートへの居宅保護変更申請をしたが、市更相が何らの返答をしなかったため、みなし却下決定に対して審査請求をしたものである。

三件とも、市更相の弁明書が出て、当方が反論書を提出して再弁明を求めた段階で停止している。担当部局である大阪府福祉部福祉

指導課社会援護室に対して、再三電話で督促したり、「申入書兼抗議書」を提出したりしているが、担当者は「事案が事案だけに三件をまとめて慎重に検討している。」と役人答弁を繰り返すばかりである。

行政がここまで放置するということは裁判をしてくれ、という意思表示であるとの見方もあり、現在弁護団では、再審査請求、提訴について検討している。

4 人権救済申立て

弁護団では、弁護士が申立人になる形で、本年五月一九日、AさんとCさんの件について、大阪弁護士会に人権申立てをした。問題にした人権侵害行為は、①市更相職員が、Aさんが提出した保護変更申請書を受理せず「遺失物として扱う」と発言した行為、②市更相職員が、Aさんを病室に訪ね、保護変更申請書を突き返して取り下げを働きかけた行為、③AさんとCさんがそれぞれ代理人弁護士を通じて送付した保護変更申請書を申請と取り扱わず受理しない行為(その理由は、題名が「通知書」になっていたこと、生活保護申請は代理にはなじまないという驚くべきものである。)である。この救済申立てでは、可及的速

やかな決定を求めて、実態には入らず、一見明らかに違法な申請の受理をめぐる手続き上の問題のみを取り上げた。

なお、申立ての際、私たちは、大阪の司法記者クラブで記者会見をしたが、反応は極めて悪く、新聞には一切載せて貰えなかった。野宿者の生活保護の問題が世間からは理解を得られにくい問題であることを思い知らされるエピソードだった。

5 活動の成果

先にも述べたとおり、行きがかりと勢いだけで始めた活動であるが、それなりの成果も生まれつつある。Aさんのケースで我々が交渉をして結果的に敷金支給を認めさせたのが引金になったのか、その後の施設から敷金を受給してアパートでの居宅保護へ切り替わっていくケースが散見されるようになった(Aさん以降四件)。そして、市更相は、今年六月の段階で、敷金係を二名置き、当面施設で何ヶ月か生活した人を対象につき一〇件程度(年間一二〇件)アパートでの居宅保護に向けて敷金を支給する方針に転換した。これは従来の市更相の立場からすれば画期的なことのように見える。しかし、市更

金沢からの報告・その二

宮岸年金訴訟は今・・・

弁護士 橋本明夫

本件は、金沢市に住む一審原告の宮岸さんの老齢と障害の二つの年金について、八五年の改正年金法の下では併給調整による一年金分しか支給できないこととなっていたにもかかわらず、年金行政当局（社会保険庁）が間違えて、五年間も、二年金とも併給して支給して来たところ、五年後にたまたま当局が過払いを「発見」し、その後、併給需給に何の落ち度もなく、併給された年金を生活のために使い切ってしまった宮岸さんに対して、五年間さかのぼっての併給調整をし、過払分（約二〇〇万円）を全額返せと言ってきた事件である。当局が過払い分を強制的に返還させようとして、発見後の各支払期の年金支給額を返還用に削ってきたため（内払調整）、宮岸さんは生活保護を受けざるを得なくなり、宮岸さんは、生活保護でなく、自分の年金で暮らしたいという思いで併給調整処分を取消を求めて審査請求以来闘ってきたのである。

九七年二月二七日の一審東京地裁判決は、当局が過払金の返還を今さら求めることはできない旨宣言しつつも（根拠として信義則違反と善意の不当利得返還請求における現存利益不存在論とを組み合わせている。）、一年金の支給しか認めない併給調整処分自体は適法として請求棄却としたため、宮岸さんは控訴した。

控訴審（東京高裁）の争点は一審同様多岐にわたるが、大きくは、第一に、老齢と障害の併給調整（制度）の合理性・憲法二五条適合性の問題があり、その各論的論点として、八五年の年金法改正の下での（障害）基礎年金創設の趣旨をどのようにとらえるか、（生活保護でなく）「年金による最低生活保障」という具合にとらえられるのかどうか、という問題がある。第二に、本件併給・過払金発生経過、宮岸さんには何ら落度のないことからして、一審判決の言うように、単に本件過払金について一審被告（社会保

険庁長官）による返還請求が許されないというレベルにとどまらず、端的に本件併給調整処分自体が信義則違反として違法であるまで言えるのかどうかという問題があり、その前提の事実問題として、宮岸さんが本件併給受給の開始時点において行政窓口に向いた際に二年金が併給されることについて行政職員から確認を得た事実が

認定されるかどうか、という問題がある。そして、そもそもその基本的な問題として、障害があり老齢でもある宮岸さんの、年金が併給調整され一本化された現在の年金額の下での生活実態が健康で文化的な最低限度の生活と言えるのかどうか、という問題がある。

控訴審の第一回弁論は九七年一月で、本年（九八年）四月が第四回であった。これまで、当方は準備書面を次々と提出しつつ、専門家（学者）証人を申請しその採用を強く求めようやく採用させ、他方、障害と老齢と病気のため東京に行くことが不可能な宮岸さんの最近の生活状況等についてのビデオ撮影を行い、本年六月には裁判所でビデオテープの事実上の検証を行った。

今後は、本年九月二日に、高藤昭法政大学教授の証人尋問が行われ、主として前述の第一の争点についての証言がなされる予定である。その後は、人証の予定はなく、最終準備書面の提出での結審ということになる見込みである。

相の立場は「施設での相当期間の生活」を敷金支給の前提としており、この点が今後の攻防点になるものと思われる。

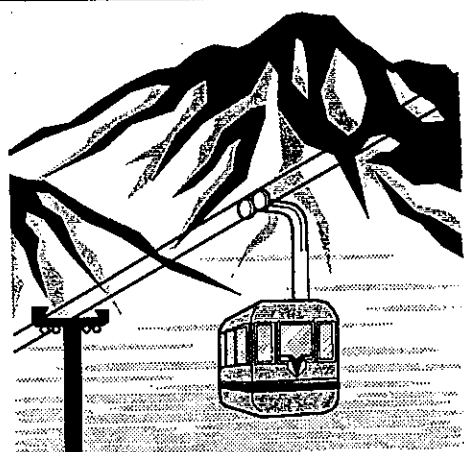
また、個別のケースでも、幾つかの成果が現れている。

元勤務先の会社の寮に好意で置いてもらっている六七歳の男性が、その寮を居宅として生活保護を開始してもらいたいとの希望を持っていたところ、浪速福祉事務所は「会社の寮に居るのはいかなるあ。」などと対応していた。ところが、弁護団の江村智禎弁護士が生活保護開始申請書に「会社の寮

もお借りすることになると思いますが、どうぞよろしく願います（特に、裁判になった際にはよろしく願います。）。

も生活保護法上の『居宅』に該当することは明らかである」との意見書を付けて送付し、職員との面談にも立ち会った結果、一転して保護開始を認めたのである。このように個別の申請行為に弁護士が協力することで、おそらくは常日頃山のように行われているであろう、職員のいい加減で根拠のない不当な門前払い行為を抑止していく力になれると思う。

以上のように、思慮の足りない若いもんが寄り集まって活動しているというのが実態なので、今後とも生活保護裁判連の方々のお力



この訴訟の内容については以前にも報告したことがあるので、ごく簡単に紹介することにします。

原告は現在九〇歳の寝たきりの女性で、提訴当時（一九九六年四月）は八八歳でした。原告は一九八七年から週に二回、大阪市のホームヘルパー派遣（家事サービスのみ）を受けていましたが、脳梗塞後遺症のために上下肢の麻痺が生じ、一九九三年五月に家の中で伝い歩き中に転倒して大腿骨を骨折し入院しました。原告は当時六〇歳の長男と二人で暮らしていましたが、退院後ADL（日常生活動作）が悪化しポータブルトイレへの移動や衣類着脱等について解除が必要になったため、ホームヘルプサービスの内容にこれらの介護サービスを追加してほしいと福祉事務所に申請しました。しかし、福祉事務所は、長男が介護に当たるために仕事も辞めて生活保護を受けているのだからヘルパーによる介護は認められないとして拒否しました。そしてその後二年間放置した結果、原告は完全に寝たきりになり、脳梗塞後遺症による嚥下障害が進んで一回の食事に二時間から三時間もかかるようになりました。一人で介護に当たる長男は介護疲れと腰痛のために負担は限界を超え、このままでは親子共倒れになるという危機感を持った原告と長男は訴訟に踏み切ることにしました。

た。一年間にわたり被告大阪市及び福祉事務所長と原告との間で主張がたたかわされた後、証拠調べは原告本人に対する裁判所の出張尋問から始まりました。このときの模様については、ホームヘルパー派遣訴訟を支える会（事務局は〇六六三三二七六二一・青木佳史弁護士）が発行する「八八歳の願い2」に眞継寛子弁護士が詳しく書いていますのでそちらをご覧ください。原告の頑張りによってたいへん感動的な尋問となり、裁判官

ても家族が介護できない場合のみ、家族ができないことだけをする」という考えであり、この考えに基づいて実務が運用されているということが明らかになりました。厚生省の作成した「ホームヘルプサービス事業運営の手引き」は、ホームヘルプサービスは高齢者本人と家族に対する援助であり、同居家族がいることを理由にヘルパーを派遣しなかったり、派遣の優先順位を引き下げてはならないことを強調していますが、主査も

大阪・ホームヘルパー派遣訴訟は今

提訴から二年半、判決言渡は九月二九日

弁護士 阪田 健夫

派遣変更申請をしたのに対し、福祉事務所は「週三回・一回当たり二時間」の派遣変更しか認めなかったため、原告の変更申請に対する一部拒否処分であるとして捉えたのです。

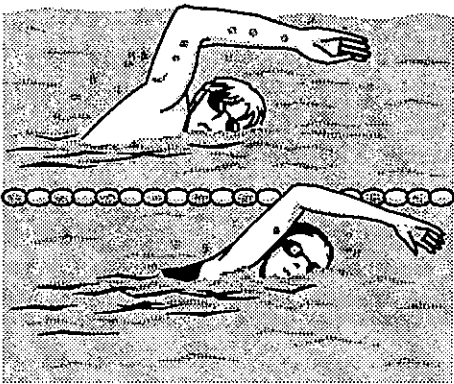
一九九六年四月の提訴以来、ほぼ二カ月に一回の割合で口頭弁論期日が開かれ、大阪地裁で最大の法廷（傍聴席は一〇〇席）で多数の傍聴者が熱心に見守る中、原告弁護団は毎回三〇分の時間をもらって実際に口頭で弁論を行いました。

三名の心を動かしたものと思えます。原告本人に続いて福祉事務所の担当主査とコーディネーターの尋問を行いました。この二人が原告に対するホームヘルパー派遣を決定していたのですが、二人ともおよび福祉の専門家とは思えないひどい答えを連発して傍聴席を驚かせ、怒りを巻き起こしました。要するに、大阪市は「高齢者の介護は家族が行うものであり、福祉事務所やホームヘルパーは、どうし

コードイナーも訴訟になるまでもこの「手引き」を読んだこともありませんでした。もっとも、厚生省からいわれなくても、大阪市自身が定める「大阪市ホームヘルプサービス事業運営要綱」でも、家族と同居している寝たきり高齢者には週一二時間のヘルパー派遣を行うこととなっています。また、必要に応じて適宜家事・介護のサービスを提供することになっており、家族ができないことしかヘルパーはしないなどはどこにも

書かれていません。しかし、主査もコーディネーターもこの「要綱」すら無視して、自分たちの独断で派遣決定業務を行っていました。しかし、これはこの二人だけがそうなのではなくて、大阪市のどの区でも実務においては同じような状況がまかり通っています。原告弁護団は、このような福祉事務所の対応の問題点を専門家の知見に基づいて分析するため、在宅ケア研究の權威である太田貞司・広島女子大学教授の意見書を提出し、一九九八年八月四日、これに基づく最終弁論を行いました。

判決言渡は九月二九日午後四時と指定されました。原告弁護団は、必ずや勝訴判決を得られるものと期待しています。皆様のご支援を願います。



大阪・福祉のネットワーク

社会保障・社会福祉一一〇番

事務局・弁護士 江野 尻 正 明

一九九二年、大阪で社会保障・社会福祉一一〇番が発足しました。準備の学習会以来、様々な経緯はありましたが、現在では庄谷怜子神戸女子大教授と木下秀雄大阪市立大学教授を代表に、毎月第三土曜日の午後一時から四時まで社会保障や社会福祉に関して月平均一〇件ほど相談を受けています。

社会保障・社会福祉一一〇番は、木下教授が弁護士に勉強会をしようとして声をかけたのがそもそもの始まりでした。しかしながら、抽象的に勉強会をするというのでは弁護士はなかなか腰を上げません。実際の事件に接してこそ勉強になるということで電話相談をするようになった訳です。社会保障・社会福祉に取り組み意欲はあっても、それまでほとんどどういった分野の事件を取り扱ったことのない弁護士だけでは到底電話相談を受けることはできません。そこで、生活保護や障害のケースワーカー(CW)、医療ソーシャルワーカー(MSW)、社会保険事務所の年金担当者等の社会保障・社会福祉

の実務家に声をかけ相談員として参加して貰うことになりました。当初は、取り敢えず弁護士が電話を受けて、何の分野の相談か判った段階でその分野の相談担当者に電話を替わって相談に応じて貰うというのが実態で、弁護士は電話の取り次ぎ程度しかできませんでした。

しかしながら、弁護士・学者・研究者だけではなく、各分野の線で活躍されている実務家の方々に集まっていたことが社会保障・社会福祉一一〇番を特徴付け、その後の継続の基礎を築くこととなりました。

社会保障・社会福祉一一〇番では、様々な分野の専門家がいて、とて相談者の悩みを相談者の生活全体の問題として捉えて対応できます。相談者の相談内容は相談員の専門分野に関わりなく生活全般に及びます。電話を取った相談員は相談者の主訴のみに限定することなく相談者の悩みの根元を探り、的確な助言のできる他の相談員と相談したり、専門分野の相

談員と交替したりしてより適切な対応を心がけています。

また、相談員にとっても、各分野の専門家が集まっていることから、それぞれの専門知識や経験を交流し、自らの専門性を高めることができそうです。毎月の電話相談が終了した後は、全体に報告すべき事例を取り上げ、相談担当者から報告し、これに対して他の相談員が質問するなどしているほか、電話相談の空き時間に自分の仕事の中から「宿題」を持ってきて他の専門家に相談することもよくあります。

このような経験を重ねる内に、門前の小僧習わぬ経を読むといった式で、自分の専門外の問題でもある程度は見当がついて回答できるようにになり、あるいは少なくとも相談者から最低これだけは聞き取っておかなくてはならないことは何か判るようになってきました。従って、今では弁護士も生活保護の事例について、福祉事務所は申請があれば当然にそれを受け付けなくてはならないとか、他市の病院への通院であっても一律に移送費が否定されるものではないなどと対応できるようになっていきます。

このように他の相談員の対応を聞いて知識経験が身に付いてくる

と今度はきちんと学習したいという要求が出てきました。そこで、相談終了後のまとめの時間に自己破産手続などのミニ学習会をしたこともありそうです。また、昨年、定例の電話相談とは別に「年金を担保に取られて困っている人電話相談」を行った際には、事前に、年金担保貸付の問題点や年金担保貸付業者との交渉の方法などについての学習会を行いました。

相談員同士の交流は電話相談の日に限りません。電話相談の機会に他の分野の専門家との交流が深まると、それぞれの日常業務に関して、電話相談日を待たずに互いに直接質問したり、場合によっては連携して問題解決にあたったりするようになりました。弁護士が自分の依頼者の問題でちょっと福祉事務所のCWに電話して生活保護の問題を聞いたたり、社会保険事務所の担当者に電話して年金の問題を尋ねたりするかと思えば、福祉事務所のCWが弁護士に担当ケースの法律問題を尋ねたり、MSWが弁護士に福祉事務所との交渉についての助言を求めたりするなど、ごく自然に協力することができるようになってきました。

おそらく社会保障・社会福祉一一〇番を立ち上げる際にはそんなに意識されていなかったことだと

思いますが、社会福祉・社会保障に関わる様々な専門家の間で緊密なネットワークができたことにより、電話相談ではもちろんのこと相談員がそれぞれの仕事で接する相談者に対し、より質の高い総合的な問題解決の援助ができるようになったことは大きな成果です。

また、これらのネットワークがあったからこそ、ホームヘルパー派遣訴訟など社会保障・社会福祉一一〇番が母体となった訴訟が維持できているとも言えます。今後は、大阪の枠を越え、兵庫や京都なども連携をとってより魅力的なネットワーク作りを目指したいと思います。



「サン・グループ訴訟」の新たな展開

サン・グループ被害者弁護団

事務局・弁護士 板垣善雄

「サン・グループ訴訟」は、滋賀県の肩パット製造会社において、雇用主が従業員たる知的障害者たちに対し「虐待」と「搾取」を繰り返していたにもかかわらず、更生施設や職業安定所が会社を漫然と紹介したり、県の広報課が優良企業としてとりあげたことや、その後何度となく相談があっても、労働基準監督署や福祉事務所・県障害福祉課が見ぬふりをしてきた責任を問う国・滋賀県と雇用主を被告とする「国賠訴訟」と、信用金庫が雇用主と一緒に、知的障害者の預金や年金を会社の借金の返済に充てたり、年金を年金福祉事業団に担保に入れたりした責任を追求する信用金庫と年金福祉事業団を被告とする「年金訴訟」とに分かれます。

「国賠訴訟」において、従業員である知的障害者たちが協力して書いた助けを求める手紙が、事件発覚の三年以上も前に、労働基準監督署に届いていたのに「投書」扱いとなっていたことは、前回、紹介させていただいたと思います。が、この手紙について、国は、原告側のなぜこの手紙を握りつぶしたのかという問いかけに対し、雇用主には内緒にして欲しいと書いてあるからしばらく経過を見守ることとしたと言ってきました。

しかしながら、手紙には「少しおたずねしたいんですけども、並通の一般の会社の社長さんで暴力をしたり人のいやがらせを言うたり人に傷つけることをしたり言うたりしていませんか。」

「仕事のないときにグラウンドを裸足で歩かせたりするような社長さんいられますかそれがききたいです。社長の悪い癖です。」

「従業員たちにあたりちらけています。どのようにあたりちらけているかと思つたら、ひかけているほうきをとりはずしてほうきの枝でたたいたり現在自分のでもとで持っている道具でたたいたり、人のおしりを足でけとばしたりして

扱いはなっていないことは、前回、紹介させていただいたと思います。が、この手紙について、国は、原告側のなぜこの手紙を握りつぶしたのかという問いかけに対し、雇用主には内緒にして欲しいと書いてあるからしばらく経過を見守ることとしたと言ってきました。

また、国は、知的障害者について特に注意して監督すべきであると原告側の主張に対しては、知的障害者を差別することになり憲法一四条に違反してしまうと、とんでもないことまで言っています。

しかも、その理由として、国自身が批准を拒んでいる国際労働機関（ILO）の条約まで持ち出してきたのです。この点は、国の障害者に対する無理解を端的に示すものであり、原告側は、法廷で撤回を求めましたが、それにも全く応じようとしませんでした。

更生施設については、県が提出してきた施設での「指導記録」から、会社で暴行があったこと、それについて施設の担当者たちが

協議をしたのに、結局、入社させてしまったことが明らかになりました。なぜ、このようなことをしてしまったのでしょうか、施設に詳しい医師によりますと、施設によっては指導の名の下に「暴力」を容認してしまうこともあるのだと言われます。しかし、果たしてそのような状況を見逃してよいのでしょうか。もし、許されてしまふとすれば、第二、第三の「サン・グループ」は後を立たないことになるでしょう。

次に「年金訴訟」についてはですが、既に年金横領についての刑事記録を提出しており、それにより雇用主と信用金庫の癒着が明らかとなつていきます。原告側は、さらに信用金庫が保管している資料についての提出を求めましたところ、ある程度は提出してきましたが、「稟議書」については内部文書であることを理由に提出を拒否しました。そこで、原告側は、文書の提出命令を裁判所に申し立てました。信用金庫の態度からして、「稟議書」には読まれたくないことが多々書かれているものと思われ、この文書が提出されれば、さらにいろいろな事実が発覚することになるでしょう。

ところで、以前は名前を書いていた張本人である会社社長を「雇

用主」と表現したのには、理由があります。雇用主は、昨年一二月に「業務上横領」の罪で下された一年六月の懲役刑を終え釈放され、その後は裁判にも必ず出頭してきて、堂々と被告席で国の代理人の隣に座っています。しかも、原告らに誤るところか、この六月には、息子さんを亡くしたご両親が「保護責任者遺棄致死」で告訴したことをとらえ、「誣告」（刑事処分等を受けさせる目的で虚偽の申告をする罪）にあたるとして告訴し、報道機関に対してまで「名誉棄損」として告訴しようとしたからです。原告側としては、罪を認め刑に服したのに、一体、刑務所で何をしてきたのかと聞いてみたくなつてしまいます。本当に罪は贖われたのでしょうか、心配になつてしまいます。

以上のように、提訴から約一年半で、訴訟は予期せぬ展開を見せながら、いよいよ証人尋問に入ろうとしています。

失業者・日雇い労働者の生存権を問う林訴訟は、九六年一〇月三〇日の一審判決では原告林勝義さんの全面勝訴であったが、九七年八月八日の控訴審判決では大方の予想を裏切って林さんの敗訴となった。林さんは、これを不当として八月一九日に最高裁判所に上告し、九七年一〇月八日上告理由書と証拠を提出した。その後、弁護団に新井章弁護士などに加わっていただき、現在補充書を提出すべく鋭意検討中である。

不況はさらに深刻化し、ここ二ヶ月の間に野宿を強いられる労働者が二、三百名増え、九百名近くにもなっている。現在生活保護を受けている林さんは、体の調子がよければ仕事に行こうとしているが、こうした中でなかなか仕事にあり就けない状況である。

以下、上告理由書の内容を簡単にまとめることにしたい。

1 憲法第一四條の違反・・・判決は、名古屋市当局と同様に、野宿者に対する偏見を前提として、上告人が働く場があるにもかかわらず、働こうとしなかったと邪推し、「稼働能力を活用できたはずだ」という過重な要件を課しており、憲法第一四條に違反する。

2 憲法第二五條違反・・・判決が、「就労できたはずだ」とい

う論理で、野宿に追い込まれた必要最小限の食事すら取れなかった上告人の生活保護の支給を拒んだのは、明らかに生存権を否定するものであり、憲法第二五條に違反する。

3 生活保護法第一條違反・・・上告人に対して、最低生活を保障し、現実に就労できるように援助したりすることが必要であるにもかかわらず、これを拒否した福祉事務所の処分を承認した判決は、最低生活保障と要保者の自立

の補足性の原理を口実に、稼働能力の活用をハードルを意図的に無限に高くすることにより、この世に少しでも求人があれば、稼働能力がある者に対しては一切保護を認めないという判断をしており明らかに違法な解釈である。

5 経験則違反・・・①判決は保安の職業などの有効求人倍率が、一・〇以上であったことをもって就労の場の可能性をいうが、その数値は全年齢を通じたものであり、上告人の年齢である五五才以

求人は少ない。そもそも野宿を強いられている状況では、就職は困難である。判決は、野宿者のおかれた状況についての一般的理解から著しく遊離し、現実の職安の求人状況を無視したものであり、経験則違反である。④上告人は、その置かれた具体的な生活状況の中で、精一杯の求職活動を続けたにもかかわらず、就職活動が得られなかったため、他方就労の機会が存在したという事実は何一つなく、上告人に就労の機会があっ

検討しておらず、そもそも統計表の数値の読み方を理解していたのかさえ疑問である。また判決は、上告人の求職活動が不十分であったとするが、そこには、論理の飛躍があったり、事実を十分踏まえていないなどの問題点がある。さらに、控訴審は口頭弁論が三回しか開かれておらず、裁判所が何に關心をもっているかの意向表明もなく、当然一審の結果を認めていくものと思わせるものであった。一審の事実認定を覆すのであれば、改めて双方に十分主張・立証させる機会を与えるべきである。何ら意向表明をしないまま、一審の結論を抜き打ち的に逆転することも審理不尽であり、違法である。

名古屋・林訴訟は今・・・ 最高裁への上告理由書の補充書を検討中

藤井克彦（笹島診療所）

の助長を規定した法第一條に違反している。

4 法第四條違反・・・判決は上告人が可能な努力をしても職に就くことができなかったことを無視し、抽象的なかつ誤った有効求人倍率を根拠に、「就労の可能性があったはずだ」とするが、これでは保護の実施機関に無限の拒否理由を与えることになり、稼働能力さえあれば保護を認めないという考え方と同一の要件で判断したに等しい。判決は、法第四條の保

上ではかなり落ち込み、最近の資料によっても保安職の五五才以上の有効求人倍率は僅か〇・六五である。②判決は、上告人が肉体的負荷の高い仕事を求めていたと認定するが、そのような事実はない。また毛髪を整えないため採用を断られたと認定したが、軽作業しかできない上告人は仕事に耐えられないと判断されたことが採用を断られた主要な理由であり、前提事実には誤りがある。③住み込み就職先はほとんどなく、五五才以上の

たと認定した判決は、明らかに、経験則違反の違法なものである。

6 理由不備、理由齟齬・・・上記のように、上告人の稼働能力を活用する場があったとする判決の認定は、その理由を全く欠くかあるいはその事実は、かえって逆の結論を認定すべき事実ばかりであって、判決は明らかに理由不備、理由齟齬の違法を免れない。

7 審理不尽・・・判決は、上告人の年齢層での有効求人倍率を

